



国 都 環 政 第 6 号  
平 成 3 0 年 7 月 2 3 日

早稲田大学理工学術院教授  
岩 波 基 様

国土交通大臣  
石 井 啓 一



大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第20条  
の規定に基づく意見聴取について(依頼)

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第14条の規定に基づき使用認可の申請がありました下記事業に関し、別紙の事項について、ご出席及びご意見を賜りますようご依頼申し上げます。

記

1. 意見聴取事業

【一級河川淀川水系寝屋川北部地下河川事業】(平成30年2月28日申請)

1. 事業者の名称

大阪府知事

2. 事業の種類

一級河川淀川水系寝屋川北部地下河川事業

(寝屋川北部地下河川排水機場から鶴見立坑まで)

【中央新幹線品川・名古屋間建設工事】(平成30年3月20日申請)

1. 事業者の名称

東海旅客鉄道株式会社

2. 事業の種類

中央新幹線品川・名古屋間建設工事

2. その他(旅費・謝金)

当日、ご出席を頂くにあたり、(別添)にご記入頂き7月27日(金)までに、別紙「4.」の窓口あて、メール又はFAXにてご連絡をお願いします。

以上

国都環政第6号  
平成30年7月23日

京都大学名誉教授  
大西 有三 様

国土交通大臣  
石井 啓 一



大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第20条  
の規定に基づく意見聴取について(依頼)

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第14条の規定に基づき使用認可の申請がありました下記事業に関し、別紙の事項について、ご出席及びご意見を賜りますようご依頼申し上げます。

記

1. 意見聴取事業

【一級河川淀川水系寝屋川北部地下河川事業】(平成30年2月28日申請)

1. 事業者の名称

大阪府知事

2. 事業の種類

一級河川淀川水系寝屋川北部地下河川事業

(寝屋川北部地下河川排水機場から鶴見立坑まで)

【中央新幹線品川・名古屋間建設工事】(平成30年3月20日申請)

1. 事業者の名称

東海旅客鉄道株式会社

2. 事業の種類

中央新幹線品川・名古屋間建設工事

2. その他(旅費・謝金)

当日、ご出席を頂くにあたり、(別添)にご記入頂き7月27日(金)までに、別紙「4.」の窓口あて、メール又はFAXにてご連絡をお願いします。

以上



国 都 環 政 第 6 号  
平 成 3 0 年 7 月 2 3 日

東京工業大学名誉教授  
日下部 治 様

国土交通大臣  
石 井 啓 一



大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第20条  
の規定に基づく意見聴取について(依頼)

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第14条の規定に基づき使用認可の申請がありました下記事業に関し、別紙の事項について、ご出席及びご意見を賜りますようご依頼申し上げます。

記

1. 意見聴取事業

【一級河川淀川水系寝屋川北部地下河川事業】(平成30年2月28日申請)

1. 事業者の名称

大阪府知事

2. 事業の種類

一級河川淀川水系寝屋川北部地下河川事業

(寝屋川北部地下河川排水機場から鶴見立坑まで)

【中央新幹線品川・名古屋間建設工事】(平成30年3月20日申請)

1. 事業者の名称

東海旅客鉄道株式会社

2. 事業の種類

中央新幹線品川・名古屋間建設工事

2. その他(旅費・謝金)

当日、ご出席を頂くにあたり、(別添)にご記入頂き7月27日(金)までに、別紙「4.」の窓口あて、メール又はFAXにてご連絡をお願いします。

以上

1. ご意見を頂きたい事項

(1) 【一級河川淀川水系寝屋川北部地下河川事業】 ※審査中のため非開示



(2) 【中央新幹線品川・名古屋間建設工事】

①大深度地下の特定について

- 1) 大深度地下を特定するための地盤調査としての手法（既存資料調査、ボーリング調査）及び調査密度等の妥当性について、どのようにお考えですか。
- 2) 地盤調査結果からの支持地盤の特定の方法及び周辺建築物等の支持地盤の確認方法の妥当性について、どのようにお考えですか。
- 3) 大深度地下の深さの特定における安全幅の考え方の妥当性について、どのようにお考えですか。
- 4) 亜炭の採掘跡が想定される地域での、縦断計画の考え方の妥当性について、どのようにお考えですか。

②地下水への影響について

当該事業の地下水への影響（地下水位・水圧低下による取水障害、地盤沈下、流動障害、水質）について、地下水の調査や影響予測・評価への質疑（調査不足、トンネルへの漏水や水みち発生の可能性、地下水の分断・枯渇などの可能性）等の意見があります。事業者が実施した地下水の調査、影響予測及び評価について、どのようにお考えですか。

③施設設置による地盤変位について

当該事業のトンネル施工による地盤変位について、地盤沈下による家屋の損傷の可能性やトンネルの経年劣化等による耐久性への疑義等の意見があります。事業者が実施した地盤変位の影響予測及び評価について、どのようにお考えですか。

(3) その他（大深度地下使用に関すること）

2. ご意見の回答方法について

下記の意見聴取の場にて、ご意見をいただきたく存じます。

日時：平成30年8月1日（水） 10:00～12:00

場所：国土交通省 都市局 第2会議室（合同庁舎3号館 11階）

3. 添付資料

・使用認可申請書 及び 別添書類

4. 回答の送付先等

国土交通省都市局都市政策課 福田、遠藤あて

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3

TEL:03-5253-8111（内線32246）

（旅費・謝金の連絡先）

FAX:03-5253-1586

E-mail:endou-k8311@mlit.go.jp

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第20条  
の規定に基づく意見聴取の議事要旨  
(中央新幹線品川・名古屋間建設工事)

1. 開催日 平成30年8月1日(水)
2. 開催場所 国土交通省内会議室
3. 出席者 早稲田大学理工学術院教授 岩波 基  
京都大学名誉教授 大西 有三  
東京工業大学名誉教授 日下部 治

[50音順 敬称略]

4. 意見聴取の内容

(1) 対象事業

中央新幹線品川・名古屋間建設工事

(2) 意見聴取項目

- 1) 大深度地下の特定について
- 2) 地下水への影響について
- 3) 施設設置による地盤変位について

5. 議事要旨

平成30年7月23日付け国都環政第6号にて依頼した意見の聴取について、出された主な意見は次の通りであった。

1) 大深度地下の特定について

①地盤調査の手法および調査密度等の妥当性について

- ・ 既存資料調査により、周辺の地形地質の特徴を把握し、概ねの支持地盤位置や埋没谷、活断層等の分布状況の確認により、支持地盤の連続性を把握した方法は、妥当であると考ええる。
- ・ 既存資料調査の結果や関連基準等の記述を考慮すると、大深度の特定に際し実施したボーリング調査の本数や間隔は、妥当であると考ええる。

②地盤調査結果からの支持地盤の特定方法および周辺建築物等の支持地盤の確認方法の妥当性について

- ・ 地盤のN値とその連続性、または杭の許容支持力度もしくは直接基礎の場合の地盤の許容応力度から支持地盤を特定した上で、安全側に考慮し、下限値を連ねた包絡線で支持地盤上面を特定した方法は、妥当であると考ええる。

- ・ 事業区域周辺の建築物等の基礎の支持地盤の確認方法および調査範囲は、データ入手の可否や地層構成から判断して、妥当であると考ええる。

③大深度地下の深さの特定における安全幅の考え方の妥当性について

- ・ 航空測量の誤差および地形の経年変動を考慮すると、1 mの安全幅は、妥当であると考ええる。

④その他（亜炭採掘跡）

- ・ 既存文献資料による調査やボーリング調査結果も踏まえ、十分な深さが確保されていることから、事業者が細心の注意を払いながら施工することにより、問題は生じないと考える。

2) 地下水への影響について

- ・ 地下水への影響を把握するために実施した既存文献資料調査および現地調査の方法や内容は、妥当であると考ええる。
- ・ 地下水位、地下水圧、地下水流動阻害への影響を把握するために実施した三次元浸透流解析による予測手法は、妥当であると考ええる。
- ・ 三次元浸透流解析の予測結果から、地下水の水位低下量はわずかであり、事業者が、基準類に基づく適切な設計、施工、維持管理を確実に実施することにより、地下水の変化による地盤沈下や取水障害は殆ど生じないと評価は、妥当であると考ええる。
- ・ また、漏水がほとんど生じず、水みちも発生することはない、との想定は、事業者が基準類に基づく適切な設計、施工、維持管理を確実に実施することにより、妥当であると考ええる。
- ・ 地質や帯水層の状況および三次元浸透流解析の予測結果より、事業者が止水性の高い施工を確実に実施することにより、本事業における地下水の流動阻害の影響はないとの評価は、妥当であると考ええる。
- ・ 地盤および地下水の化学的な試験の結果を踏まえると、地盤および地下水を長期に空気に触れさせないように、事業者が適切な施工を行うことにより、地下水が酸性化することはないとの評価は、妥当であると考ええる。  
また、地盤凝固剤を使用する場合、「薬剤注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針について」等に基づき施工を行うとともに、同指針に基づき地下水の水質の監視を行うことは、妥当であると考ええる。

- ・ 事業者が事業の影響を把握し、講ずべき適切な措置を行うための調査として、工事中および工事完了後の地下水位や水質のモニタリングを実施するとしているのは、妥当であると考える。

### 3) 施設設置による地盤変位について

- ・ 施設設置による地盤への影響を適切に把握するために実施した既存資料調査、ボーリングによる現地調査および室内土質試験による調査の方法や内容は、妥当であると考える。
- ・ 施設設置による地盤への影響の把握のため、現段階で想定し得る条件で実施した二次元FEM解析による予測手法は、妥当であると考える。
- ・ トンネル施工による地盤変位について、二次元FEM解析により数値解析した結果および地盤調査結果に基づくトンネル周囲の地盤の強度や変形特性を考慮すると、既設構造物へ与える本事業の影響は問題となるものではないとする評価は、妥当であると考える。
- ・ トンネルの耐久性については、事業者により基準類に従って適切な設計、施工、保守や維持管理が確実に実施されれば、施設に致命的な強度低下と損傷は生じず、補修可能な経年劣化や一部の損傷等に留まり、トンネルの耐久性は維持されるものと考える。

### 4) その他

事業実施に当たり、事業者においては以下の点に留意することが重要である。

- ・ 環境の保全の前提条件として、基準類に基づく適切な設計、施工、維持管理を確実に実施すること。
- ・ モニタリングとして、工事中および工事完成後も一定期間、観測を行い、モニタリング結果に基づき適切に測定期間を設定することにより、影響把握を行うこと。

出席者署名

岩波基



大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第20条  
の規定に基づく意見聴取の議事要旨  
(中央新幹線品川・名古屋間建設工事)

1. 開催日 平成30年8月1日(水)
2. 開催場所 国土交通省内会議室
3. 出席者 早稲田大学理工学術院教授 岩波 基  
京都大学名誉教授 大西 有三  
東京工業大学名誉教授 日下部 治

[50音順 敬称略]

4. 意見聴取の内容

(1) 対象事業

中央新幹線品川・名古屋間建設工事

(2) 意見聴取項目

- 1) 大深度地下の特定について
- 2) 地下水への影響について
- 3) 施設設置による地盤変位について

5. 議事要旨

平成30年7月23日付け国都環政第6号にて依頼した意見の聴取について、出された主な意見は次の通りであった。

1) 大深度地下の特定について

①地盤調査の手法および調査密度等の妥当性について

- ・ 既存資料調査により、周辺の地形地質の特徴を把握し、概ねの支持地盤位置や埋没谷、活断層等の分布状況の確認により、支持地盤の連続性を把握した方法は、妥当であると考える。
- ・ 既存資料調査の結果や関連基準等の記述を考慮すると、大深度の特定に際し実施したボーリング調査の本数や間隔は、妥当であると考える。

②地盤調査結果からの支持地盤の特定方法および周辺建築物等の支持地盤の確認方法の妥当性について

- ・ 地盤のN値とその連続性、または杭の許容支持力度もしくは直接基礎の場合の地盤の許容応力度から支持地盤を特定した上で、安全側に考慮し、下限値を連ねた包絡線で支持地盤上面を特定した方法は、妥当であると考える。

- ・ 事業区域周辺の建築物等の基礎の支持地盤の確認方法および調査範囲は、データ入手の可否や地層構成から判断して、妥当であると考える。

### ③大深度地下の深さの特定における安全幅の考え方の妥当性について

- ・ 航空測量の誤差および地形の経年変動を考慮すると、1 mの安全幅は、妥当であると考える。

### ④その他（亜炭採掘跡）

- ・ 既存文献資料による調査やボーリング調査結果も踏まえ、十分な深さが確保されていることから、事業者が細心の注意を払いながら施工することにより、問題は生じないと考える。

## 2) 地下水への影響について

- ・ 地下水への影響を把握するために実施した既存文献資料調査および現地調査の方法や内容は、妥当であると考える。
- ・ 地下水位、地下水圧、地下水流動阻害への影響を把握するために実施した三次元浸透流解析による予測手法は、妥当であると考える。
- ・ 三次元浸透流解析の予測結果から、地下水の水位低下量はわずかであり、事業者が、基準類に基づく適切な設計、施工、維持管理を確実に実施することにより、地下水の変化による地盤沈下や取水障害は殆ど生じないと評価は、妥当であると考える。
- ・ また、漏水がほとんど生じず、水みちも発生することはない、との想定は、事業者が基準類に基づく適切な設計、施工、維持管理を確実に実施することにより、妥当であると考える。
- ・ 地質や帯水層の状況および三次元浸透流解析の予測結果より、事業者が止水性の高い施工を確実に実施することにより、本事業における地下水の流動阻害の影響はないとの評価は、妥当であると考える。
- ・ 地盤および地下水の化学的な試験の結果を踏まえると、地盤および地下水を長期に空気に触れさせないように、事業者が適切な施工を行うことにより、地下水が酸性化することはないとの評価は、妥当であると考える。  
また、地盤凝固剤を使用する場合、「薬剤注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針について」等に基づき施工を行うとともに、同指針に基づき地下水の水質の監視を行うことは、妥当であると考える。

- ・ 事業者が事業の影響を把握し、講ずべき適切な措置を行うための調査として、工事中および工事完了後の地下水位や水質のモニタリングを実施するとしているのは、妥当であると考える。

### 3) 施設設置による地盤変位について

- ・ 施設設置による地盤への影響を適切に把握するために実施した既存資料調査、ボーリングによる現地調査および室内土質試験による調査の方法や内容は、妥当であると考える。
- ・ 施設設置による地盤への影響の把握のため、現段階で想定し得る条件で実施した二次元FEM解析による予測手法は、妥当であると考える。
- ・ トンネル施工による地盤変位について、二次元FEM解析により数値解析した結果および地盤調査結果に基づくトンネル周囲の地盤の強度や変形特性を考慮すると、既設構造物へ与える本事業の影響は問題となるものではないとする評価は、妥当であると考える。
- ・ トンネルの耐久性については、事業者により基準類に従って適切な設計、施工、保守や維持管理が確実に実施されれば、施設に致命的な強度低下と損傷は生じず、補修可能な経年劣化や一部の損傷等に留まり、トンネルの耐久性は維持されるものと考える。

### 4) その他

事業実施に当たり、事業者においては以下の点に留意することが重要である。

- ・ 環境の保全の前提条件として、基準類に基づく適切な設計、施工、維持管理を確実に実施すること。
- ・ モニタリングとして、工事中および工事完成後も一定期間、観測を行い、モニタリング結果に基づき適切に測定期間を設定することにより、影響把握を行うこと。

出席者署名

大西 有三 ●

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第20条  
の規定に基づく意見聴取の議事要旨  
(中央新幹線品川・名古屋間建設工事)

1. 開催日 平成30年8月1日(水)
2. 開催場所 国土交通省内会議室
3. 出席者 早稲田大学理工学術院教授 岩波 基  
京都大学名誉教授 大西 有三  
東京工業大学名誉教授 日下部 治

[50音順 敬称略]

4. 意見聴取の内容

(1) 対象事業

中央新幹線品川・名古屋間建設工事

(2) 意見聴取項目

- 1) 大深度地下の特定について
- 2) 地下水への影響について
- 3) 施設設置による地盤変位について

5. 議事要旨

平成30年7月23日付け国都環政第6号にて依頼した意見の聴取について、出された主な意見は次の通りであった。

1) 大深度地下の特定について

①地盤調査の手法および調査密度等の妥当性について

- ・ 既存資料調査により、周辺の地形地質の特徴を把握し、概ねの支持地盤位置や埋没谷、活断層等の分布状況の確認により、支持地盤の連続性を把握した方法は、妥当であると考える。
- ・ 既存資料調査の結果や関連基準等の記述を考慮すると、大深度の特定に際し実施したボーリング調査の本数や間隔は、妥当であると考える。

②地盤調査結果からの支持地盤の特定方法および周辺建築物等の支持地盤の確認方法の妥当性について

- ・ 地盤のN値とその連続性、または杭の許容支持力度もしくは直接基礎の場合の地盤の許容応力度から支持地盤を特定した上で、安全側に考慮し、下限値を連ねた包絡線で支持地盤上面を特定した方法は、妥当であると考える。

- ・ 事業区域周辺の建築物等の基礎の支持地盤の確認方法および調査範囲は、データ入手の可否や地層構成から判断して、妥当であると考ええる。

③大深度地下の深さの特定における安全幅の考え方の妥当性について

- ・ 航空測量の誤差および地形の経年変動を考慮すると、1 mの安全幅は、妥当であると考ええる。

④その他（亜炭採掘跡）

- ・ 既存文献資料による調査やボーリング調査結果も踏まえ、十分な深さが確保されていることから、事業者が細心の注意を払いながら施工することにより、問題は生じないと考える。

2) 地下水への影響について

- ・ 地下水への影響を把握するために実施した既存文献資料調査および現地調査の方法や内容は、妥当であると考ええる。
- ・ 地下水位、地下水圧、地下水流動阻害への影響を把握するために実施した三次元浸透流解析による予測手法は、妥当であると考ええる。
- ・ 三次元浸透流解析の予測結果から、地下水の水位低下量はわずかであり、事業者が、基準類に基づく適切な設計、施工、維持管理を確実に実施することにより、地下水の変化による地盤沈下や取水障害は殆ど生じないと評価は、妥当であると考ええる。
- ・ また、漏水がほとんど生じず、水みちも発生することはない、との想定は、事業者が基準類に基づく適切な設計、施工、維持管理を確実に実施することにより、妥当であると考ええる。
- ・ 地質や帯水層の状況および三次元浸透流解析の予測結果より、事業者が止水性の高い施工を確実に実施することにより、本事業における地下水の流動阻害の影響はないとの評価は、妥当であると考ええる。
- ・ 地盤および地下水の化学的な試験の結果を踏まえると、地盤および地下水を長期に空気に触れさせないように、事業者が適切な施工を行うことにより、地下水が酸性化することはないとの評価は、妥当であると考ええる。  
また、地盤凝固剤を使用する場合、「薬剤注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針について」等に基づき施工を行うとともに、同指針に基づき地下水の水質の監視を行うことは、妥当であると考ええる。

- ・ 事業者が事業の影響を把握し、講ずべき適切な措置を行うための調査として、工事中および工事完了後の地下水位や水質のモニタリングを実施するとしているのは、妥当であると考える。

### 3) 施設設置による地盤変位について

- ・ 施設設置による地盤への影響を適切に把握するために実施した既存資料調査、ボーリングによる現地調査および室内土質試験による調査の方法や内容は、妥当であると考える。
- ・ 施設設置による地盤への影響の把握のため、現段階で想定し得る条件で実施した二次元FEM解析による予測手法は、妥当であると考える。
- ・ トンネル施工による地盤変位について、二次元FEM解析により数値解析した結果および地盤調査結果に基づくトンネル周囲の地盤の強度や変形特性を考慮すると、既設構造物へ与える本事業の影響は問題となるものではないとする評価は、妥当であると考える。
- ・ トンネルの耐久性については、事業者により基準類に従って適切な設計、施工、保守や維持管理が確実に実施されれば、施設に致命的な強度低下と損傷は生じず、補修可能な経年劣化や一部の損傷等に留まり、トンネルの耐久性は維持されるものと考える。

### 4) その他

事業実施に当たり、事業者においては以下の点に留意することが重要である。

- ・ 環境の保全の前提条件として、基準類に基づく適切な設計、施工、維持管理を確実に実施すること。
- ・ モニタリングとして、工事中および工事完成後も一定期間、観測を行い、モニタリング結果に基づき適切に測定期間を設定することにより、影響把握を行うこと。

出席者署名

日下部 浩